

自転車マナーアップ通信



No.9

発行：宮城地区自転車マナーアップ推進協議 事務局：宮城総合支所まちづくり推進課 TEL392-2111 FAX392-9646

自転車損害賠償保険等への加入が義務となります

平成31年4月1日から

「仙台市自転車の安全利用に関する条例」が平成31年1月1日に施行されました。この条例では、自転車を利用する方の責務として、道路交通法の遵守、ヘルメットの着用、歩行者への配慮、自転車の点検・整備、そして自転車損害賠償保険等への加入義務が定められております。

自転車事故で相手を死傷させた場合に、**高額な賠償**を請求される事例が発生しておる。
自転車に乗るなら損害賠償保険に入るのじゃ！



伊達正宗公

～ 高額賠償事例 ～

判決認容額（※） **9,521万円**

自転車に乗った男子小学生が、歩行中の女性と衝突、女性は意識が戻らない状態となった。

（神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決）

※判決認容額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額



※ 画像はイメージです

未成年のお子さんがある保護者の方へ

「仙台市自転車の安全利用に関する条例」では、未成年のお子さんがある保護者の方に対して、次の内容も定めています。

- ・お子さんへ自転車の安全利用に関する教育を行うよう努めましょう。
- ・お子さんが自転車を利用する際に、ヘルメットを着用させるよう努めましょう。
- ・お子さんが利用する自転車について、定期的に点検・整備を行うよう努めましょう。
- ・お子さんが自転車を利用する際は、お子さんが被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。（平成31年4月1日から）

詳しくは、仙台市ホームページをご覧ください。

仙台市自転車条例



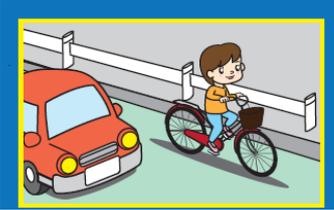
自転車の交通ルールを再確認しましょう

「仙台市自転車の安全利用に関する条例」では、未成年のお子さんがある保護者の方は、お子さんに対して、自転車の安全利用に関する教育を行うよう努めるとしております。

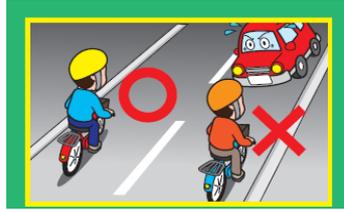
これらの自転車の交通ルールを家庭内で話し合ひましょう。



ヘルメット着用



自転車は車道が原則
歩道は例外



車道は左側を通行



歩道は歩行者優先で
車道寄りを徐行



安全ルールを守る

自転車条例の街頭

キャンペーンを行いました！

平成30年11月15日、JR仙山線愛子駅前と仙台市立広瀬中学校前の、通学・通勤時間帯におきまして、「仙台市自転車の安全利用に関する条例」の街頭キャンペーンを行い、自転車損害賠償保険等への加入や、ヘルメット着用について、通行人に呼びかけました。

今後についても、安全な自転車利用環境をさらに推進するため、街頭指導やキャンペーンに継続して取り組んでまいります。



自転車条例の街頭キャンペーンの様子
(JR仙山線愛子駅前)

赤門自動車学校さんとの協働で 交通安全教室を開催しました！

平成30年9月27日、広瀬市民センターにおいて、「赤門自動車学校(青葉区)」さんとの協働事業「高齢者向けの自転車交通安全教室」を開催しました。

この教室は、赤門自動車学校の現役指導員さんによる交通安全講話で、近年の高齢者事故の傾向や、動画を見ながら危険予知の方法を学びました。

また、体を動かしながら行った酩酊状態(酔っ払い)の体験では、愛子交番所長さんの指導の下、酔うと必ず体に起こる変化や反応速度の遅れなどを実感していただきました。



赤門自動車学校さんによる
交通安全講話の様子
(広瀬市民センター)



愛子交番所長さんによる
酩酊状態体験の様子
(広瀬市民センター)

みんなで守ろう！自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は道路交通法上の車両です。歩道と車道の区別のあるところは「車道通行」が原則です。

2 車道は左側を通行

自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道上は歩行者優先です。すぐに停止で

4 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護者は、幼児を同乗させて運転する時や、幼児・児童が自ら自転車を運転するときは、乗車用ヘルメット